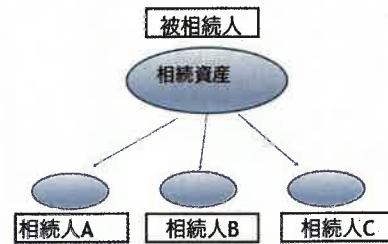
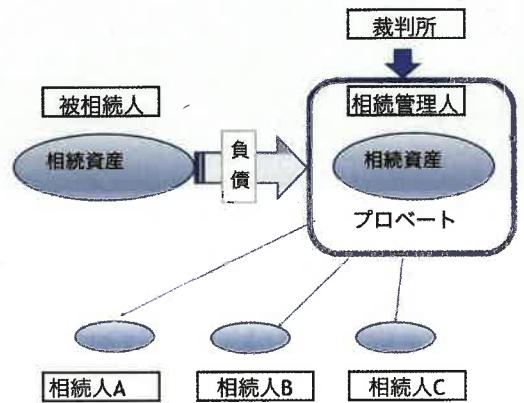


日本での相続手続き



香港での相続手続き



死曰日か1995年1月  
3日以降の遺言は、必ず以下の法的格式が必要となります。

- ・書面で結ぶこと。
- ・遺言者の立会署名。
- ・署名は必ず2名の立会が必要で、その立会人も署名する必要があります。

相続人全員の共同作業により相続財産の分配がなされます。一方、英國法の流れを受け継ぐ國々では、相続開始時点で資産が凍結とな

## A 遺言書の有無

A遺言書の有無

作成されたものが有効な遺言となります。  
・きちんと執行者を委任したかどうか。  
・死亡後に自分の資産を

- ・残余資産をすべて処分する旨の条文があるかどうか。もしない場合は、一部は無遺言相続となるリスクがある。

英國法の流れを継ぐもの  
の1つである香港では、  
港に銀行口座、不動産、  
港法人を持つ方がお亡くなりになつた場合は、相続  
手続き (Probate プロバート) が必要になります。

り遺言執行人や遺産管理人が管理する形となりますが。遺言書の有効性の確認、相続人の確定などを遺産承弁署からの審問に答え、疑問がなくなるとこのプロベートが完了してようやく遺産を動かすことができます。

(1) 遺言がある場合  
遺言がある場合には、相続手手続きを行う執行人や相続を受け取ることが出来るがなく「」になつた場合は無効です。遺言の有無に問わらず、プロバーテーの手続きは必要となります。

言の中に、以前作成した遺言をはつきり取り消す条文があるかどうか。  
・いつ作成したか。婚前か婚姻後か。法律によると婚姻という行動は自動的に婚姻の遺言を無効にさせる。  
・自分の資産を死んだ後に矛盾がなく、意味不明な部分がないか。あつた場合

- ・委任された執行者は遺言の義務を果たしてくれるかどうか。
- ・この遺言が最後のものか

事と同様のレベル)まで裁判所に求められます。

処分させたい意思や意図を  
はつきりさせたかどうか。  
い)の2点を合理的な疑  
いがないほど明確である  
(beyond reasonable  
**doubt)基準** (イコール刑

## 中小企業のための



## 香港での相続手続き①



筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有  
弁護士 中国委託公証人 アンディ・チェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約  
書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾  
大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ  
ット口相談員も務めていた。日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)